

平成28年熊本地震復興基金交付事業の概要

県：県で実施する事業

H29当初：111.3億円
(市町村分100億円、県分11.3億円)

【基本事業1】被災者の生活支援

12.0億円

○ 応急仮設住宅維持管理費用支援事業 (健康福祉政策課すまい対策室) 2.4億円

入居者の利用しやすい環境を維持・整備するため、応急仮設住宅等に関する維持管理経費で市町村が負担する費用を支援する。

対象：市町村 補助率：10/10

○ 応急仮設住宅移転等費用支援事業 (健康福祉政策課すまい対策室) 0.1億円

仮設住宅の集約撤去やみなし仮設住宅の貸主が居住継続へ不同意の場合の転居に係る経費で市町村が負担する費用を支援する。

対象：行政側の都合等で転居する世帯 補助率：10/10 補助上限：10万円

○ 認可外保育施設利用者支援事業 (子ども未来課) (H28.12補 0.4億円) 0.4億円

熊本地震で被災した家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育認定を受けた認可外保育施設利用者の保育料を支援する。

対象：半壊以上の世帯 補助率：全壊世帯等 10/10、半壊世帯 1/2

○ 放課後児童クラブ利用者支援事業 (子ども未来課) (H28.12補 0.3億円) 0.3億円

熊本地震で被災した家庭の経済的負担の軽減を図るため、民営の放課後児童クラブ利用者の利用料を支援する。

対象：半壊以上の世帯 補助率：全壊世帯等 10/10、半壊世帯 1/2

○ **復興支援ボランティア連携推進事業** (健康福祉政策課地域支え合い支援室) **0.3億円**

被災地域と災害ボランティア団体が連携して迅速・効果的な被災者支援を進めるため、被災者支援を行う災害ボランティア団体の活動経費を支援する。

対象：災害ボランティア団体 補助率：10/10 補助上限：100万円/団体

○ **復興基金対応支援事業(窓口業務)** (市町村課) **2.1億円**

復興基金の申請や交付に関する業務が円滑に実施できるよう、相談窓口の設置等に要する経費を支援する。

対象：市町村

○ **臨時託児サービス設置事業** (子ども未来課) **0.3億円**

市町村等が開催する事業説明会や意見交換会等の際、子育て世帯が参加しやすい環境を整備するため、説明会等の主催者に対して、託児サービスの実施に要する経費を支援する。

対象：託児サービスを実施する団体 補助率：10/10 (定額)

○ **高等学校等通学支援事業** (高校教育課)  **1.8億円**

JR豊肥本線・南阿蘇鉄道の運休により通学困難となった生徒のため、通学用車両の運行に要する経費を支援する。

対象：通学用車両の運行を行う事業者、保護者団体
補助率：1/2～10/10 ※一部生徒負担あり

○ **住宅再建支援(二重ローン対策)事業** (住宅課) **県** (H28.12補 0.2億円) **0.5億円**

既存の住宅債務を持つ者が、熊本地震により当該住宅に被害を受け、新たな債務を組んで住宅を再建する場合の二重債務(いわゆる「二重ローン」)の**利子負担を軽減**し、住宅の自立再建を支援する。

対象：課税所得金額780万円以下で既存債務5百万円以上など 補助率：10/10 補助上限：50万円

○ **被災生徒授業料等減免補助事業** (私学振興課) **県** (H28.12補 0.8億円) **0.5億円**

熊本地震で被災し、経済的に就園が困難となった幼児の教育環境を確保するため、保育料や施設整備費等を支援する。

対象：被災世帯に助成する私立幼稚園 補助率：全壊世帯等 10/10、半壊世帯 1/2 等

○ **被災地防犯アドバイザー事業** (警察本部) **県** **0.3億円**

被災者からの相談対応や被災自治体等の活動支援等を行う防犯アドバイザーを設置し、復旧・復興過程における様々なトラブルや犯罪を未然に防ぐ。

防犯アドバイザー6人の人件費及び活動費

○ **スクールサポーター事業** (警察本部) **県** **0.1億円**

スクールサポーターを設置し、震災によるストレスを抱えた児童生徒に学校が適切に対応できるよう、児童生徒や学校からの各種相談への対応や、学校と連携した非行・被害防止教室の開催等を行う。

スクールサポーター1名の人件費

○ 中小企業等復旧・復興支援事業

(商工振興金融課)

県

2.9億円

被災事業者の抱える課題に応じた専門家によるきめ細かな経営支援と、グループ補助金の円滑かつ適切な交付に向けた支援等に要する経費。

対象：被災した中小企業者等

○ 熊本地震雇用維持・確保支援事業

(労働雇用創生課)

県

0.1億円

被災した事業所等に向けた雇用関係制度(地域雇用開発奨励金等)の活用促進のため、申請書類作成等のアドバイザー派遣に要する経費。

対象：雇用関係制度(地域雇用開発奨励金等)を活用しようとする中小企業者等

○ 益城テクノ団地生活交通支援事業

(交通政策課)

県

0.2億円

「益城テクノ団地」の入居者への当該団地と益城町中心部とを結ぶ路線バス利用運賃の助成に要する経費。

対象：益城役場線(テクノ団地東～益城町役場～木山産交)
広安循環バス(テクノ団地東～広安循環～テクノ団地東)

【基本事業2】被災宅地の復旧支援

63.0億円

○ 被災宅地復旧支援事業（相談窓口含む）

（建築課）

（H28.2補 10億円） 63億円

熊本地震で被災した、原則として宅地耐震化推進事業などの公共事業の対象にならない宅地について、被災者等の負担軽減を図り生活再建を支援するために、被災者等が行う宅地の復旧工事等に要する経費の一部を支援する。

対象：平成28年熊本地震発生時に住宅（民間企業や団体等の社宅や寮は含まない。）の用に供されていた宅地
対象事業：①のり面・擁壁・地盤の復旧工事
②液状化再度災害防止のための住宅建屋下の地盤改良工事（液状化発生区域）
③住宅基礎の傾斜修復工事
補助率：50万円を超える額の2/3
補助上限：633.3万円（対象工事費1,000万円）
※その他、被災宅地復旧支援事業を行う市町村の負担軽減を図るため、窓口設置等に要する経費などを支援する。

【基本事業3】防災・安全対策

15.4億円

○ 住宅耐震化支援事業

（建築課）

県（一部）

（H28.12補 2.4億円） 13.2億円

熊本地震により、県民の住宅の耐震性への不安・関心が高まっていることから、今後の大規模地震に備え、被災した住宅や耐震性が不足する住宅の耐震化を促進するための耐震診断、設計及び改修費用等の一部を支援する。

対象：木造戸建て住宅
（旧耐震基準（S56年以前）により建築された住宅又は住宅被害を受けた住宅）
対象事業：耐震診断 【5.1億円】：県事業
○図面なしの場合は、本人負担 19,000円
○図面ありの場合は、本人負担 5,500円
耐震設計・改修工事、シェルター工事、建替え工事 【8.1億円】：市町村事業

○ 震災遺構候補の仮保存支援事業

（危機管理防災課）

2.1億円

熊本地震の記憶を風化させないよう、被害の甚大さを表す震災遺構を適切に保存管理し、地震により得られた教訓を後世に引き継いでいくため、市町村が行う震災遺構候補の仮保存に要する経費を支援する。

対象：市町村 補助率：10/10

○ **高度災害対応資機材整備支援事業** (薬務衛生課) **県** 0.1億円

今後の災害に備え、公益性を有する民間団体が、災害対応の高度な資機材を導入するための経費を支援する。

対象：公益社団法人など 補助率：1/2

○ **災害ボランティア団体育成事業** (健康福祉政策課地域支え合い支援室) **県** 0.1億円

今後の災害に備えた県内の災害ボランティア団体の育成を図るため、災害ボランティア団体のネットワーク強化やスキルアップ等に要する経費を支援する。

対象：くまもと災害ボランティア団体ネットワーク 補助率：10/10

【基本事業4】 公共施設等の復旧支援 8.0億円

○ **地域水道施設復旧事業** (環境保全課) (H28.12補 2.9億円) 2.5億円

安定した水道水の提供を早急に受けられるようにするため、熊本地震で被害を受けた組合等が管理する民営水道施設の災害復旧に要する経費の一部を支援する。

補助率：公営水道と統合する場合 8/10、統合しない場合 1/2

○ **農家の自力復旧支援事業** (農地整備課) (H28.12補 3.5億円) 3.0億円

農業の維持を図るため、営農の基盤である被災した農地を農家自ら復旧するための経費を支援する。

対象：被災した農地を自ら復旧する農家 補助率：1/2、補助上限：20万円(事業費40万円)/箇所

○ **私道復旧事業** (建築課) (H28.12補 -) 2.5億円

被災した生活道路である私道を自治会又は集落等が復旧するために要する経費の一部を支援する。

対象：被災した私道を復旧する自治会又は集落等 補助率：1/2 補助上限：1千万円

○ 地域コミュニティ施設等再建支援事業 (文化課) (H28.12補 10.9億円) 9.0億円

被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建を支援する。

対 象：集落又は自治会

対象要件：以下の条件をすべて満たすもので、地域のコミュニティのため復旧が必要と市町村長が判断する施設等。

- 市町村の区域内にある
- 専ら地域の住民が利用する
- 専ら地域の住民が交代で維持管理している
- 祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も活用を継続する

別途「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」あり。

補 助 率：1/2 補助上限：1千万円（事業費2千万円）

○被災文化財等復旧復興基金活用促進事業 (文化課)

市町村が行う、被災した民間所有の市町村指定文化財の復旧費補助に必要な経費相当額の一部を交付する。

対 象：民間が所有する市町村指定文化財の復旧費に補助を行う市町村

交付率：民間が所有する市町村指定文化財の復旧費の10%相当額

負担割合：市町村の補助率1/2の場合

- ・市町村1/2(うち特別交付税80%、うち復興基金20%相当額)
- ・文化財等復旧復興基金1/4
- ・所有者1/4

※今回の交付により、市町村指定文化財の復旧費に対する市町村補助は、補助率1/2までは市町村の実質負担なしとなる。

○ 私立博物館等復旧事業 (文化課)

0.2億円

被災した私立博物館の復旧を支援する。

対 象：私立博物館

対象要件：次の要件のいずれかを満たすもので、復旧が必要と市町村長が認定する私立博物館

①私立登録博物館（博物館法第2条第1項に規定する「博物館」）

②私立博物館相当施設（同法第29条に規定する「博物館に相当する施設」）

補 助 率：1/2 補助上限：1千万円（事業費2千万円）

○ 共同墓地復旧支援事業 (市町村課、薬務衛生課)

0.3億円

集落共有の墓地において、通路部分や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を支援する。

対 象：認可地縁団体、管理組合、集落営の墓地(墓地の経営許可を得ているものに限る)

補助率：1/2 補助上限：1千万円（事業費2千万円）

○ 自治公民館再建支援事業 (社会教育課)

(H28.12補 2.7億円) 2.0億円

被災した自治公民館を所有する認可地縁団体、集落又は自治会等に対して、建替及び修繕に要する経費を支援する。

補助率等：○認可地縁団体が所有するもの

事業費の3/4を市町村が補助し、その経費に単独災害復旧事業債を充当

(起債の元利償還額の実質負担に相当に対する額を交付 ※注)

○認可地縁団体以外が所有するもの

補助率：1/2 補助上限：市町村の補助額

○ **消防団詰所再建支援事業** (消防保安課) (H28.12補 1.9億円) 1.5億円

地域消防力の機能回復を促進するため、被災した消防団拠点施設のうち、市町村及び市町村以外の民間団体等の所有施設の復旧に要する経費を支援する。

補助率等：○市町村が所有するもの

復旧経費全額に市町村が単独災害復旧事業債を充当

(起債の元利償還額の実質負担に相当する額を交付 ※注)

○市町村以外の集落又は自治会が所有するもの

補助率：1/2	補助上限：消防団詰所	(建替)200万円、(改修)100万円
	消防車両格納庫	(建替)120万円、(改修)60万円
	防火水槽	(建替)50万円、(改修)10万円
	消火栓	(改修)7.5万円

※注：被災の大きい市町村の単独災害復旧事業債の交付税措置率を85.5%として、起債発行額の14.5%に相当する額を用途を決めず交付する予定。